

3-2 社会的状況

3-2-1 人口

旧湯来町、佐伯区及び広島市全域の平成20年7月31日現在における人口、世帯数は、表 3-2-1 に示すとおりであり、旧湯来町と佐伯区の広島市全域に対する人口割合は、それぞれ0.6%、11.7%となっています。

表 3-2-1 人口・世帯数

区 分	世帯数 (世帯)	人 口 (人)			1 世帯あたりの 人口 (人)
		総数	男	女	
旧 湯 来 町	3,134 (0.6%)	7,353 (0.6%)	3,504 (0.6%)	3,849 (0.6%)	2.35
佐 伯 区	55,016 (10.6%)	136,319 (11.7%)	66,394 (11.7%)	69,925 (11.6%)	2.48
広 島 市 全 域	518,094	1,168,311	566,606	601,705	2.26

注1) ()内は広島市全域に占める比率を示している。

注2) 平成20年7月31日現在

[資料：広島市各区所管別人口・世帯数、広島市企画総務局]

3-2-2 産業

(1) 産業別従業者数

佐伯区及び広島市全域の平成17年10月1日現在における産業別従業者数は、表 3-2-2に示すとおりであり、佐伯区、広島市全域ともに第三次産業の就業者が最も多く、次いで第二次産業、第一次産業となっています。

表 3-2-2 産業別就業者数

産業大分類		佐伯区 (人)	広島市全域 (人)	(参考) 旧湯来町(人)
第一次産業	農林漁業	991 (1.5%)	7,186	302
第二次産業	鉱業	2 (0.0%)	42	1
	建設業	7,014 (10.8%)	55,096	516
	製造業	7,361 (11.4%)	68,925	628
	計	14,377 (22.2%)	124,063	1,145
第三次産業	電気・ガス・熱供給・水道業	471 (0.7%)	4,075	10
	情報通信業	1,649 (2.5%)	14,986	21
	運輸業	3,576 (5.5%)	29,579	238
	卸売・小売業	15,313 (23.6%)	121,617	614
	金融・保険業	1,687 (2.6%)	15,668	26
	不動産業	957 (1.5%)	10,048	11
	飲食店、宿泊業	2,791 (4.3%)	29,767	158
	医療、福祉	6,420 (9.9%)	52,463	339
	教育、学習支援業	3,286 (5.1%)	27,038	98
	複合サービス事業	588 (0.9%)	4,971	72
	サービス業 (他に分類されないもの)	9,324 (14.4%)	87,572	429
	公務(他に分類されないもの)	2,019 (3.1%)	22,344	94
	計	48,081 (74.2%)	420,128	2,110
分類不能の産業		1,340 (2.1%)	12,324	91
合 計		64,789 (100.0%)	563,701	3,648

注1) ()内は広島市全域に占める比率を示している。

注2) 平成17年10月1日現在。

[資料：広島市統計書、平成19年版、広島市企画総務局、平成17年国勢調査、総務省統計局]

(2) 農業

佐伯区及び広島市全域の平成17年2月1日現在における農家数等は、表 3-2-3に示すとおりであり、佐伯区及び広島市全域ともに農家数（販売農家）で第2種兼業農家が、経営耕地面積で田の割合が最も多くなっています。

表 3-2-3 農家数等

区 分		単 位	佐伯区	広島市全域	(参考) 旧湯来町
農 家 数	販売農家	専業農家	戸 105 (14.0%)	748	57
		第1種兼業農家	戸 35 (21.5%)	163	22
		第2種兼業農家	戸 308 (20.0%)	1,540	151
	自給的農家		戸 889 (18.4%)	4,844	465
	総数		戸 1,337 (18.3%)	7,295	695
農家人口（自給的農家を除く）		人 736 (17.3%)	4,253	329	
経 営 耕 地 面 積	田	a 18,738 (20.3%)	92,483	10,721	
	畑	a 3,941 (19.6%)	20,063	2,587	
	樹園地	a 956 (21.0%)	4,559	387	
	総数	a 23,635 (20.2%)	117,105	13,695	

注1) ()内は広島市全域に占める比率を示している。

注2) 平成17年2月1日現在。

[資料：広島市統計書，平成19年版，広島市企画総務局]

(3) 工業

佐伯区及び広島市全域の平成18年12月31日現在における事業所数は、表 3-2-4に示すとおりであり、広島市全域に対する佐伯区の割合は、製造品出荷額等に比べると、事業所数、従業者数がやや高くなっています。

表 3-2-4 事業所数等

区 分	単 位	佐伯区	広島市全域	(参考) 旧湯来町
事業所数	事業所	119 (8.0%)	1,479	28
従業者数	人	3,398 (6.4%)	52,715	799
製造品出荷額等	万円	5,886,218 (2.6%)	222,420,045	17,989

注1) ()内は広島市全域に占める比率を示している。

注2) 佐伯区，広島市全域は平成18年12月31日現在の値。

注3) 旧湯来町は平成16年12月31日現在の値。

[資料：広島市統計書，平成19年版，広島市企画総務局，
工業統計調査，平成16年，広島市の統計ホームページ]

(4) 商業

佐伯区及び広島市全域の平成19年6月1日現在における事業所数等は、表 3-2-5に示すとおりであり、広島市全域に対する佐伯区の割合は、事業所数、従業者数、年間商品販売額ともに、卸売業よりも小売業の方が高くなっています。

表 3-2-5 事業所数等

区 分		単位	佐伯区		広島市全域	(参考) 旧湯来町
卸売業	事業所数	事業所	186	(3.9%)	4,733	6
	従業者数	人	1,527	(2.9%)	52,698	16
	年間商品販売額	万円	11,601,709	(1.8%)	629,024,258	30,235
小売業	事業所数	事業所	876	(9.6%)	9,110	61
	従業者数	人	6,876	(8.6%)	79,929	212
	年間商品販売額	万円	10,567,614	(7.8%)	134,787,975	240,340

注1) ()内は広島市全域に占める比率を示している。

注2) 佐伯区、広島市全域は平成19年6月1日現在の値。

注3) 旧湯来町は平成16年6月1日現在の値。

[資料：商業統計調査 平成16年・平成19年(速報)、広島県の統計ホームページ]

3-2-3 土地利用

(1) 地目別土地面積

佐伯区及び広島市全域の平成19年1月1日現在における地目別土地面積は、表 3-2-6に示すとおりであり、佐伯区、広島市全域ともに山林が最も広く、次いで宅地となっています。

表 3-2-6 地目別土地面積

地目	佐伯区	広島市全域
宅地	1076万1千㎡	8158万1千㎡
田	550万6千㎡	3061万8千㎡
畑	252万2千㎡	1438万4千㎡
山林	8454万3千㎡	2億7516万1千㎡
原野	127万2千㎡	438万8千㎡
池沼	1万㎡	4万1千㎡
塩田，牧場，鉱泉地	0千㎡	0千㎡
雑種地	302万5千㎡	1587万1千㎡
軌道用地	9万1千㎡	220万7千㎡
総数	1億773万㎡	4億2425万1千㎡

注) 平成19年1月1日現在。

[資料：広島市統計書，平成19年版，広島市企画総務局]

(2) 土地利用計画

佐伯区及び広島市全域の平成19年3月31日現在における都市計画区域及び用途地域の指定状況は、表 3-2-7に示すとおりです。用途地域については、佐伯区では第1種低層住居専用地域が、広島市全域では第1種住居地域が最も広がっています。

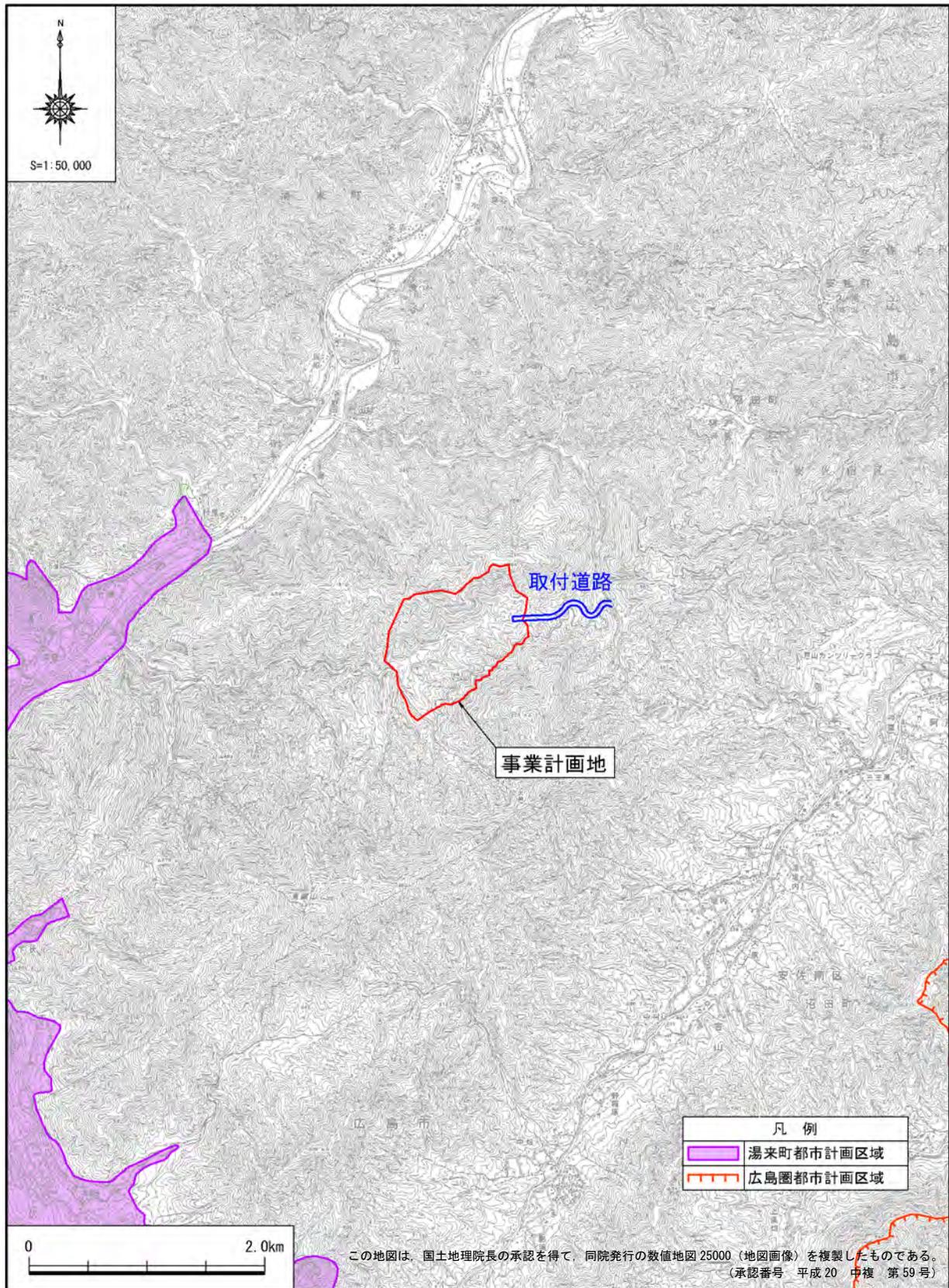
なお、事業計画地周辺は、図 3-2-1に示すとおり、都市計画区域に指定されていません。

表 3-2-7 都市計画区域及び用途地域の状況

地目		佐伯区 (ha)	広島市全域 (ha)
都市 計画 区域	市街化区域	1,817	15,866
	市街化調整区域	4,290	24,047
	総面積	9,176	42,982
用途 地域	第1種低層住居専用地域	586	3,474
	第2種低層住居専用地域	7	26
	第1種中高層住居専用地域	112	795
	第2種中高層住居専用地域	331	1,376
	第1種住居地域	414	4,645
	第2種住居地域	44	1,071
	準住居地域	11	68
	近隣商業地域	110	1,215
	商業地域	29	700
	準工業地域	152	1,468
	工業地域	20	728
	工業専用地域	—	300
総面積		1,817	15,866

注) 平成19年3月31日現在。

[資料：広島市統計書，平成19年版，広島市企画総務局]



〔資料：広島市都市計画総括図（湯来都市計画図区域図），平成19年10月1日，広島市都市整備公社，
広島市都市計画総括図（北面），平成19年10月1日，広島市都市整備公社〕

図 3-2-1 都市計画区域図

3-2-4 水域利用に関する概況

(1) 水面利用の状況

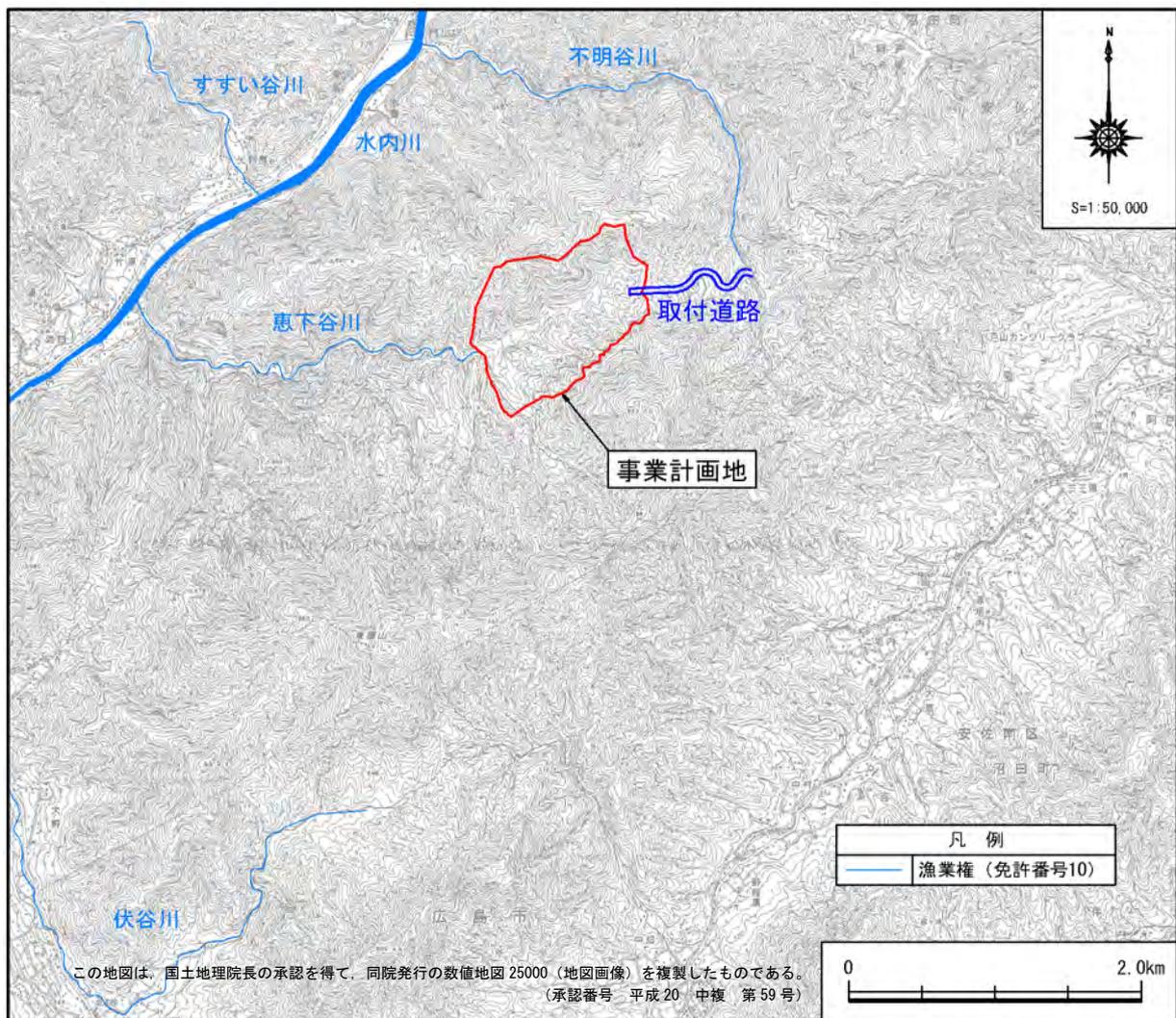
事業計画地周辺には、一級河川太田川の支流の水内川、恵下谷川が流れています。

事業計画地周辺の漁業権設定状況は、表 3-2-8及び図 3-2-2に示すとおりであり、第5種共同漁業権（内水共第9号、第10号）が設定されています。

表 3-2-8 漁業権設定状況

免許番号	漁場の位置	漁業の種類・名称		漁業権者	漁業権の免許年月日	水系
		種類	名称			
9	水内川の区域	第5種 共同漁業	あゆ漁業 こい漁業	水内川 漁業 協同組合	H16. 1. 1	太田川
10	水内川、不明谷川、恵下谷川、伏谷川、黒谷川、弥平谷川、小多田川、大谷川、栗屋郷川、郷の実川、打尾谷川、石ヶ谷川、すすい谷川の区域		ます漁業 うなぎ漁業			

[資料：漁業権一覧簿（内水面漁業権），平成16年1月，広島県農林水産総室]



[資料：内水面共同漁業権連絡図，平成16年1月，広島県農林水産総室]

図 3-2-2 内水面共同漁業権設定状況図

3-2-5 交通に関する概況

事業計画地周辺の道路網は、図 3-2-3に示すとおりです。

廃棄物運搬車両は、主要地方道広島湯来線を経て、取付道路を利用して廃棄物を搬入する計画となっています。

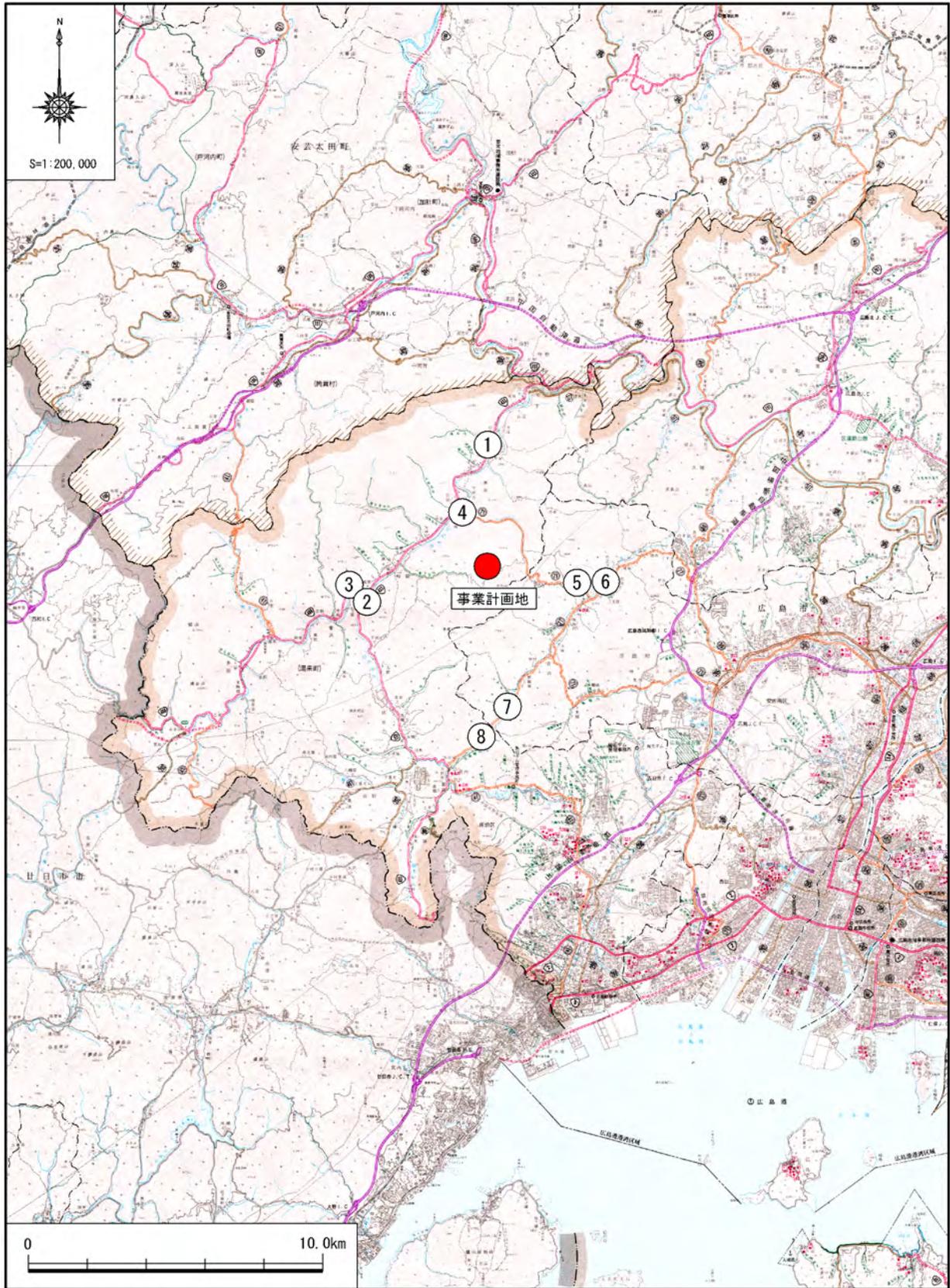
また、平成17年度道路交通センサスによると、事業計画地周辺には図 3-2-3に示すとおり、主要地方道広島湯来線、一般国道433号、主要地方道久地伏谷線に調査地点があり、それらの交通量調査結果は表 3-2-9に示すとおりです。

表 3-2-9 計画地周辺の交通量（平成17年度道路交通センサス）

調査地点	路線名	観測地点名	12時間交通量			24時間自動車類交通量（台）						
			歩行者類 (人)	自転車類 (台)	動力付き 二輪車類 (台)	乗用車類			貨物車類			合計
						乗用車	バス	小計	小型貨物車	普通貨物車	小計	
①	一般国道 433号	広島市佐伯区 湯来町大字麦谷	40	9	48	1320	26	1346	568	267	835	2181
			-	-	-	1775	19	1794	206	46	252	2046
②	一般国道 433号	広島市佐伯区 湯来町大字和田	74	33	69	3185	68	3253	1146	587	1733	4986
			-	-	-	3447	43	3490	539	88	627	4117
③	一般国道 488号	広島市佐伯区 湯来町大字和田	6	10	54	1740	58	1798	709	216	925	2723
			-	-	-	2475	53	2528	401	49	450	2978
④	主要地方道 広島湯来線	広島市佐伯区 湯来町大字麦谷	28	9	17	116	0	116	28	15	43	159
			42	4	16	180	1	181	19	2	21	202
⑤	主要地方道 広島湯来線	広島市安佐南区 沼田町阿戸	28	9	17	116	0	116	28	15	43	159
			42	4	16	180	1	181	19	2	21	202
⑥	主要地方道 久地伏谷線	広島市安佐南区 沼田町阿戸	8	14	50	2267	63	2330	958	250	1208	3538
			8	11	93	2152	50	2202	503	48	551	2753
⑦	主要地方道 久地伏谷線	広島市安佐南区 沼田町吉山	1	4	39	1418	4	1422	640	199	839	2261
			-	-	-	962	0	962	134	17	151	1113
⑧	主要地方道 久地伏谷線	広島市佐伯区 湯来町大字葛原	1	4	39	1418	4	1422	640	199	839	2261
			-	-	-	962	0	962	134	17	151	1113

注) 上段：平日交通量 下段：休日交通量

[資料：平成17年度道路交通センサス 一般交通量調査箇所別基本表（中国版）、中国地方整備局]



〔資料：平成 17 年度道路交通センサス 一般交通量調査箇所別基本表（中国版），中国地方整備局〕

図 3-2-3 主要交通網図

3-2-6 環境の保全等に特に配慮が必要な施設

(1) 教育文化施設

佐伯区及び広島市全域の平成19年5月1日現在における幼稚園、小学校、中学校、高等学校数は、表 3-2-10に示すとおりです。

事業計画地周辺（図 3-2-4の範囲内）には、幼稚園、小学校、中学校が存在しますが、最も近接する施設においても直線距離で約3km離れています。

表 3-2-10 幼稚園、小学校、中学校、高等学校数

区 分	幼稚園	小学校	中学校	高等学校
佐 伯 区	8	19	10	4
広島市全域	119	146	76	45

注) 平成19年5月1日現在。

[資料：広島市統計書，平成19年版，広島市企画総務局]

(2) 保健医療施設

佐伯区及び広島市全域の平成18年10月1日現在における病院数等は、表 3-2-11に示すとおりです。

事業計画地周辺（図 3-2-4の範囲内）には病院等は存在しません。

表 3-2-11 病院数等

区 分	病 院	一般診療所	歯科診療所
佐 伯 区	10	96	58
広島市全域	89	1,182	663

注) 平成18年10月1日現在。

[資料：広島市統計書，平成19年版，広島市企画総務局]

3-2-7 生活環境施設

(1) 上水道

広島市全域の平成18年度末における上水道普及率は、給水区域内人口に対して約97.5%です。なお、事業計画地は給水区域外に位置します。

(2) 下水道

広島市全域の平成19年度末における公共下水道普及率は、行政区域内人口に対して約92.5%です。

なお、事業計画地は処理区域外に位置していますが、事業計画地からの浸出水は、浸出水調整池で流量調整し、浸出水処理施設で下水道排除基準を満足するよう処理した後に、専用管により安佐南区側の広島市公共下水道へ放流する計画です。

専用管の敷設ルートは、安佐北区安佐町久地側又は安佐南区沼田町奥畑側のいずれかを計画していますが、下水道整備の進捗状況の要因があり、現時点では未定です。

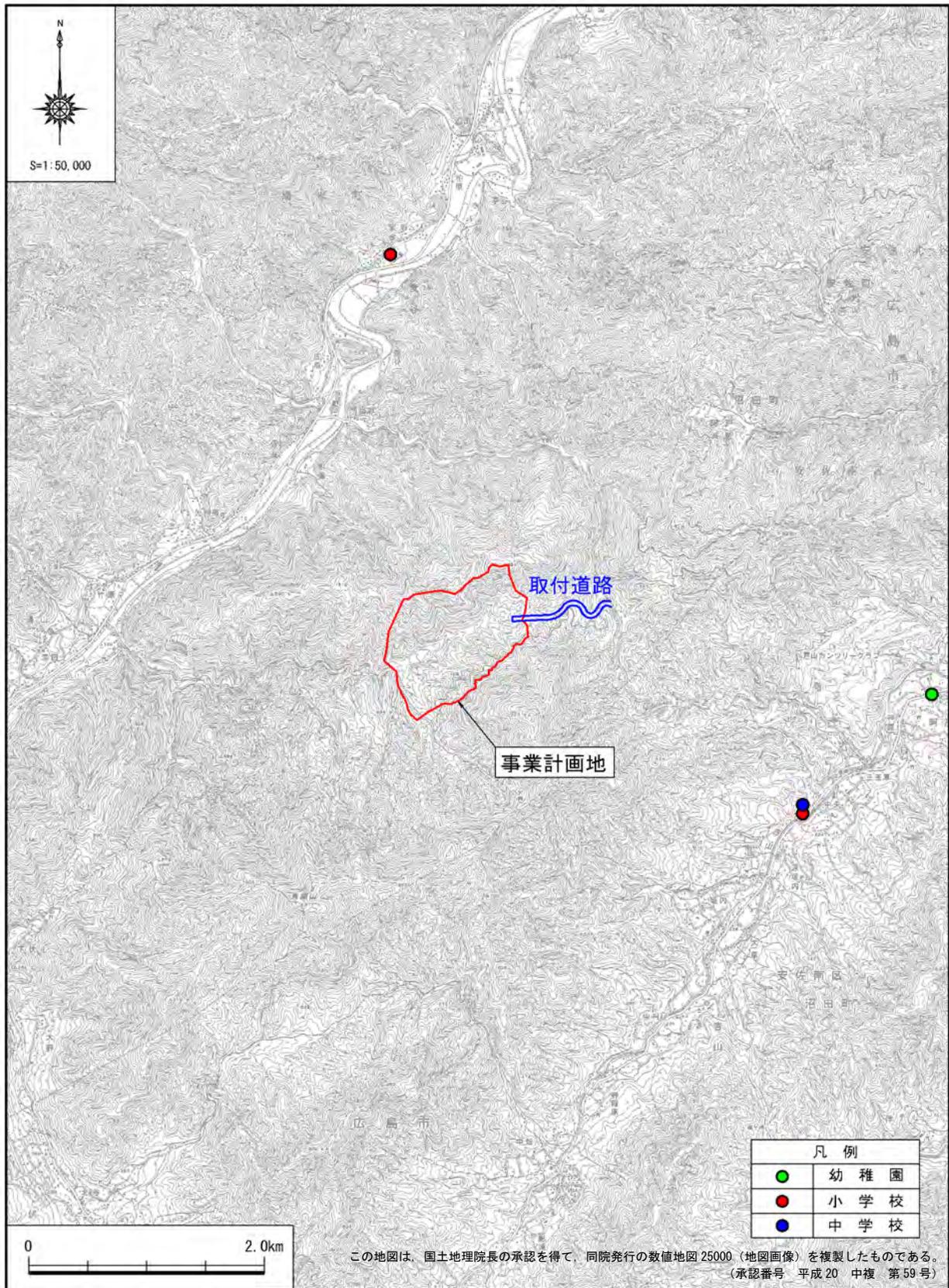


図 3-2-4 教育施設等位置図

3-2-8 環境の保全に係る法令等

(1) 法令等に基づく指定及び規制

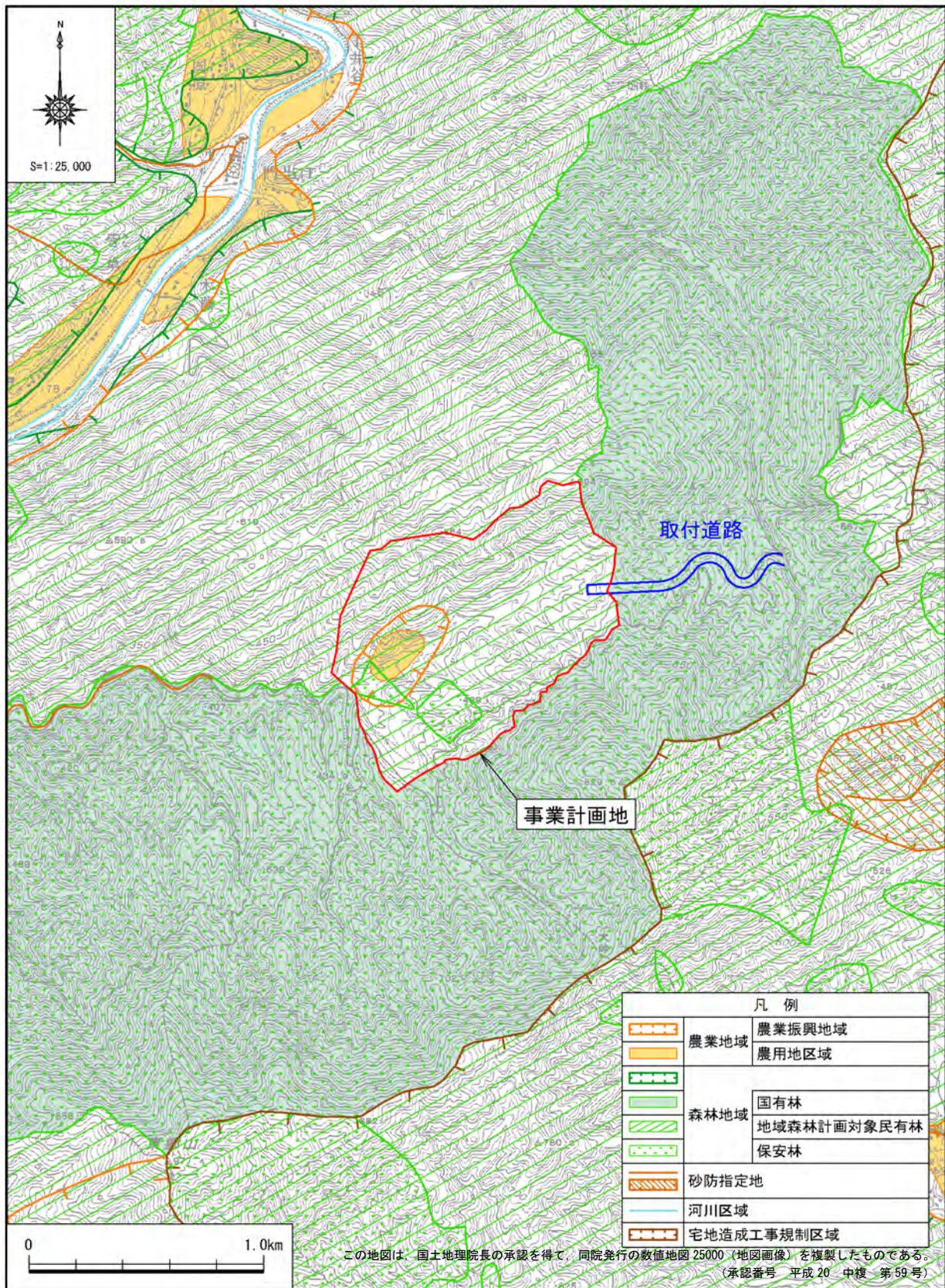
① 自然環境の保全に係る地域等の指定及び規制の状況

事業計画地における自然環境関係法令に基づく地域・区域等の指定状況は、表 3-2-12に示すとおりです。

また、事業計画地周辺における自然環境関係法令に基づく指定状況（鳥獣保護区等，農業地域，森林地域，宅地造成工事規制区域等）は、図 3-2-5及び図 3-2-6に示すとおりです。

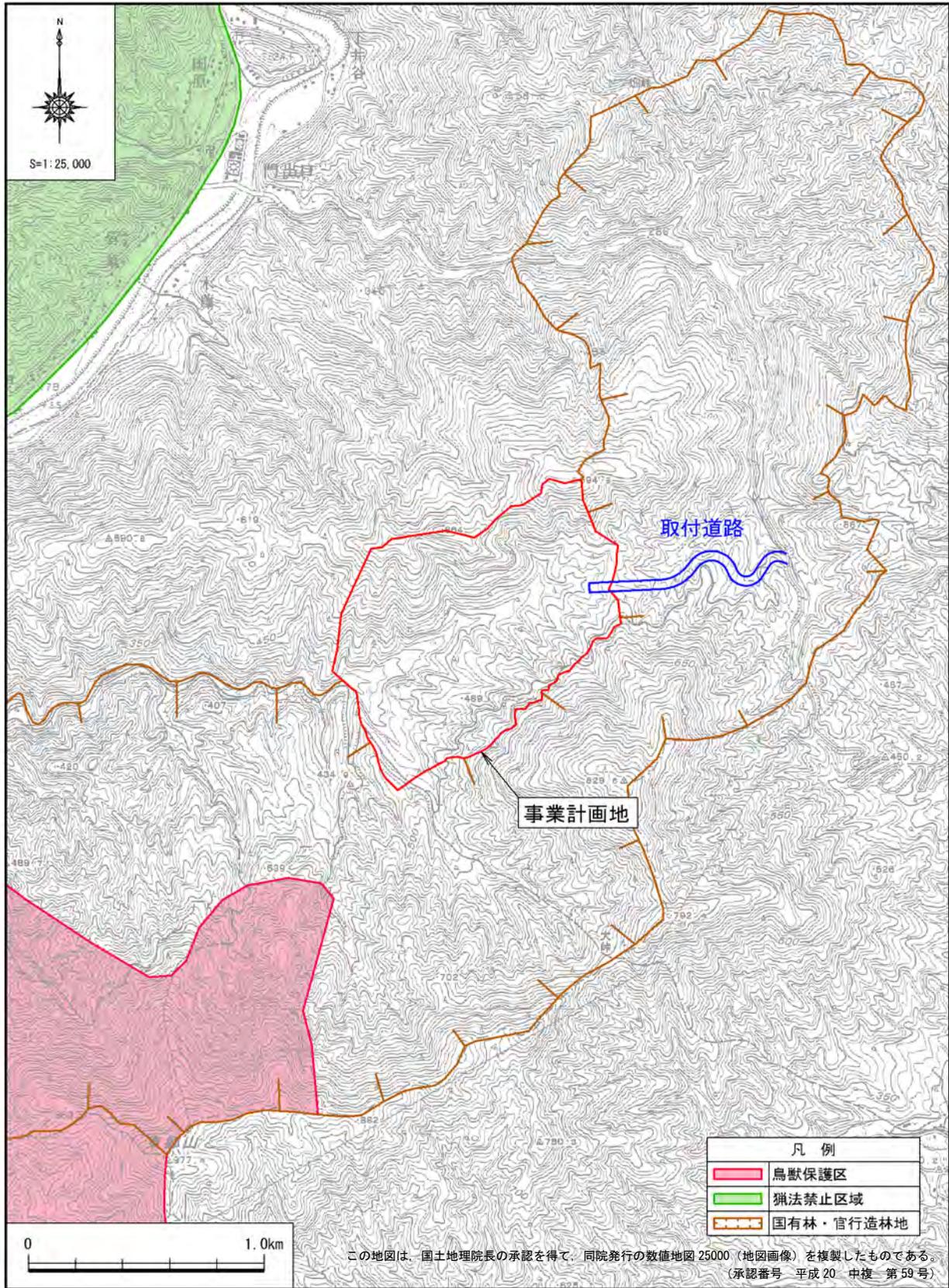
表 3-2-12 自然環境等に関する法令に基づく地域・区域等の指定状況

区分	法令	地域・区域等	事業計画地内の指定の有無 ○：指定あり ×：指定なし	参照図
自然環境保全	自然環境保全法	原生自然環境保全地域	×	—
		自然環境保全地域	×	—
	自然公園法	国立公園，国定公園等	×	—
	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区等	×	図 3-2-6
	広島県自然環境保全条例	自然環境保全地域	×	—
		緑地環境保全地域	×	—
	ふるさと広島の景観の保全と創造に関する条例	景観指定地域	×	—
大規模行為届出対象地域		×	—	
土地利用	国土利用計画法	都市地域	×	—
		農業地域	○	図 3-2-5
		森林地域	○	図 3-2-5
		自然公園地域	×	—
		自然保全地域	×	—
	都市計画法	都市計画区域	×	—
		用途地域	×	—
	農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域	○	図 3-2-5
農用地区域		○	図 3-2-5	
防災	森林法	国有林	○	図 3-2-5
		保安林	○	図 3-2-5
		地域森林計画対象民有林	○	図 3-2-5
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	—
	砂防法	砂防指定地	×	—
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	—
	河川法	河川区域，河川保全区域	×	図 3-2-5
	宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	×	図 3-2-5
	その他	文化財保護法	史跡・名勝・天然記念物	×
広島県文化財保護条例		史跡・名勝・天然記念物	×	図 3-1-15



〔資料：広島県土地利用総合規制図，平成6年3月，広島県
保安林管理図，広島県広島農林事務所 〕

図 3-2-5 保安林等位置図



〔資料：広島県鳥獣保護区等位置図，平成19年11月，広島県〕
 図 3-2-6 鳥獣保護区等位置図

② 公害関係法令に基づく環境基準の設定状況及び規制の状況

ア 大気汚染

大気汚染に係る環境基準は、「環境基本法」（平成5年 法律第91号）第16条に基づき、二酸化硫黄等9物質について全国一律に表 3-2-13のとおり基準が設定されています。

ダイオキシン類については、「ダイオキシン類対策特別措置法」（平成11年 法律第105号）に基づき、表 3-2-14のとおり基準が設定されています。

表 3-2-13 大気汚染に係る環境基準

物質名	環境基準		備考
	環境上の条件	適用除外	
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所。	昭和48年5月8日環境庁告示第25号
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	同上	同上
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。	同上	同上
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	同上	同上
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	同上	昭和53年7月11日環境庁告示第38号
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること。	同上	平成9年2月4日環境庁告示第4号
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上	同上
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること。	同上	同上
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること。	同上	同上

注1)浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。

注2)光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。

表 3-2-14 大気汚染に係る環境基準（ダイオキシン類）

項目	基準値	備考
ダイオキシン類	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	平成11年12月27日 環境庁告示第68号

注)基準値は年間平均値とする。

イ 騒音

(ア) 環境基準

騒音については、「環境基本法」第16条の規定に基づき、騒音に係る環境上の条件について生活環境を保全し、人の健康の保護に資するうえで、維持されることが望ましい基準（環境基準）が表 3-2-15のとおり、地域の類型及び時間の区分ごとに定められています。

地域の類型は、条例により生活環境を保全する必要があると認められた地域について指定されており、事業計画地周辺は、用途地域の定めのない地域であるため、B類型に指定されています。

表 3-2-15 騒音に係る環境基準（等価騒音）

一般地域の環境基準

（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注1) 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

注2) AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。

注3) Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。

注4) Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。

注5) Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

道路に面する地域の環境基準

（平成 10 年 9 月 30 日 環境庁告示第 64 号）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては45デシベル以下、夜間にあつては40デシベル以下）によることができる。	

地域の類型指定

（平成 11 年 2 月 12 日 広島県告示第 149 号）

該当類型	地域の区分
AA	該当地域なし
A	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域又は第2種中高層住居専用地域
B	第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（C類型に該当する地域を除く。）
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。））の地域

(イ) 規制基準

「騒音規制法」（昭和43年 法律第98号）第2条に規定する特定工場等及び特定建設作業により発生する騒音については、表 3-2-16、表 3-2-17に示す規制基準が区域の区分及び時間の区分ごとに定められています。

また、自動車騒音については、同法第17条第1項の規定に基づき、要請限度が表 3-2-18のとおり定められています。

事業計画地及び主な廃棄物搬入ルートになる安佐南区阿戸・吉山地区は、特定工場の区域指定として第二種区域、自動車騒音の区域指定としてb区域に指定されています。

表 3-2-16 特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 48 年 3 月 17 日 広島県告示第 171 号)

(昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 96 号)

区域の区分	時間の区分	許容限度(デシベル)		備 考
		県条例	市条例	
第 1 種区域	昼 間	50	50	第 1 種低層住居専用地域及び第 2 種低層住居専用地域
	朝・夕	45	45	
	夜 間	45	45	
第 2 種区域	昼 間	55	55	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く。）
	朝・夕	50	50	
	夜 間	45	45	
第 3 種区域	昼 間	65	60	近隣商業地域、商業地域及び準工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。））の地域
	朝・夕	65	60	
	夜 間	55	50	
第 4 種区域	昼 間	70	70	工業地域及び工業専用地域
	朝・夕	70	70	
	夜 間	65	60	

注) 「昼 間」 午前8時から午後6時まで
「朝 」 午前6時から午前8時まで
「夕 」 午後6時から午後10時まで
「夜 間」 午後10時から翌日の午前6時まで

表 3-2-17 特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準

(昭和 43 年 11 月 27 日 厚生省・建設省告示第 1 号)

特定建設作業の区分	音の大きさの許容限度	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容期間	休日作業の禁止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の使用作業	85dB(A)	第 1 号区域 午後 7 時から 翌日の午前 7 時まで	第 1 号区域 10 時間	6 日以内	日曜日その他の休日には行わないこと
びょう打機の使用作業			第 2 号区域 14 時間		
さく岩機の使用作業					
空気圧縮機の使用作業					
コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業					
バックホウ トラクターショベル ブルドーザーの使用作業		第 2 号区域 午後 10 時から 翌日の午前 6 時まで			

注) 特定建設作業に係る地域指定は、昭和 61 年 4 月 1 日、広島市告示第 96 号に基づき次のとおり指定されている。

区域の区分	指定状況
第 1 号区域	第 1 種区域、第 2 種区域及び第 3 種区域の全域と第 4 種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
第 2 号区域	上記以外の地域

注) 第 1 種区域：第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域

第 2 種区域：第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第 3 種区域に該当する区域を除く）

第 3 種区域：近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。）及び字岡野原（778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。）に限る。）の地域

第 4 種区域：工業地域又は工業専用地域

表 3-2-18 騒音規制法第17条第1項の規定に基づく指定地域内における

自動車騒音の限度を定める総理府令

(平成 12 年 3 月 2 日 総理府令第 15 号)

(昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 96 号)

区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6 時～22 時)	夜間 (22 時～翌 6 時)
a 区域	第 1 種低層住居専用地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	第 2 種低層住居専用地域	2 車線以上	70 デシベル	65 デシベル
	第 1 種中高層住居専用地域 第 2 種中高層住居専用地域	近接区域	75 デシベル	70 デシベル
b 区域	第 1 種住居地域 第 2 種住居地域 準住居地域	1 車線	65 デシベル	55 デシベル
	用途地域の定めのない地域 (c 区域に該当する区域を除く)	2 車線以上 近接区域	75 デシベル	70 デシベル
c 区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 工業専用地域 佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。), 大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。))の地域	車線を有する道路 近接区域	75 デシベル	70 デシベル

- 注) 1. 騒音の評価手法は、等価騒音レベルによるものとする。
2. 「車線」とは、1 縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な幅員を有する帯状の車道部分をいう。
3. 「近接区域」とは、「幹線交通を担う道路に近接する区域」をいい、2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 15 メートルまでの範囲、また、2 車線を超える車線を有する幹線交通を担う道路は、道路の敷地の境界線から 20 メートルまでの範囲をいう。
4. 「幹線交通を担う道路」とは、道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては 4 車線以上の車線を有する区間に限る。)並びに道路運送法第 2 条第 8 項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 号に規定する自動車専用道路をいう。

ウ 振動

振動については、環境基準の定めは無いが、「振動規制法」（昭和51年 法律第64号）第2条に規定する特定工場等及び特定建設作業により発生する振動については、表 3-2-19、表 3-2-20に示す規制基準が区域の区分及び時間の区分ごとに定められています。

また、道路交通振動については、同法第16条第1項の規定に基づき、要請限度が表 3-2-21のとおり定められています。

事業計画地及び主な廃棄物搬入ルートになる安佐南区阿戸・吉山地区は、特定工場の区域指定として第一種区域、自動車振動の区域指定として第一種区域に指定されています。

表 3-2-19 特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

(昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 97 号)

区域の区分	時間の区分	許容限度	備 考
第 1 種 区域	昼 間	60 デシベル	第1種低層住居専用地域，第2種低層住居専用地域，第1種中高層住居専用地域，第2種中高層住居専用地域，第1種住居地域，第2種住居地域及び準住居地域並びに用途地域の定めのない地域（第2種区域に該当する区域を除く。）
	夜 間	55 デシベル	
第 2 種 区域	昼 間	65 デシベル	近隣商業地域，商業地域，準工業地域及び工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。），大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域
	夜 間	60 デシベル	

注) 「昼間」 午前7時から午後7時まで
「夜間」 午後7時から翌日の午前7時まで

表 3-2-20 特定建設作業振動の規制に関する基準

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

特定建設作業の区分	振動レベル規制基準値	禁止される作業時間	1日の作業の許容時間	連続作業の許容時間	休日作業の禁止
くい打機 くい抜機 くい打くい抜機の使用作業	75dB	第1号区域 午後7時から翌日の午前7時まで	第1号区域 10時間	連続6日	日曜日その他の休日には行わないこと
鋼球の使用作業		第2号区域 午後10時から翌日の午前6時まで	第2号区域 14時間		
舗装版破碎機の使用作業 ブレーカーの使用作業					

注) 特定建設作業に係る地域指定は、昭和 61 年 4 月 1 日、広島市告示第 96 号に基づき次のとおり指定されている。

区域の区分	指定状況
第1号区域	第1種区域、第2種区域及び第3種区域の全域と第4種区域のうち、学校、保育所、病院及び診療所のうち患者を入院させるための施設を有するもの、図書館並びに特別養護老人ホームの敷地の周囲 80 メートルの区域
第2号区域	上記以外の地域

- 注) 第1種区域：第1種低層住居専用地域又は第2種低層住居専用地域
 第2種区域：第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域、第1種住居地域、第2種住居地域又は準住居地域及び用途地域の定めのない地域（第3種区域に該当する区域を除く）
 第3種区域：近隣商業地域、商業地域又は準工業地域の定めのある地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下（字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。）、大字伏谷（字今山（137番地の1から137番地の55まで・145番地・146番地及び149番地の地域に限る。）及び字岡野原（778番地の1から778番地の14までの地域に限る。）に限る。）の地域
 第4種区域：工業地域又は工業専用地域

表 3-2-21 道路交通振動の限度

(昭和 51 年 11 月 10 日 総理府令第 58 号)

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第 1 種区域	65dB	60dB
第 2 種区域	70dB	65dB

注) 振動レベルは、5 秒間隔、100 個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の 80 パーセントレンジの上端の数値を、昼間及び夜間の区分ごとにすべて平均した数値とする。

区域の区分の指定

(昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 97 号)

区域の区分	区域の範囲
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域又は準住居地域の定めのある地域及び用途地域の定めのない地域(第 2 種区域に該当する区域を除く)
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域又は工業地域並びに佐伯区湯来町のうち大字下(字宇佐・字津伏及び字久日市の地域に限る。)、大字伏谷(字今山(137 番地の 1 から 137 番地の 55 まで・145 番地・146 番地及び 149 番地の地域に限る。))及び字岡野原(778 番地の 1 から 778 番地の 14 までの地域に限る。)に限る。)の地域

時間の区分の設定

(昭和 61 年 4 月 1 日 広島市告示第 97 号)

時間	7:00	19:00	7:00
区分	昼間		夜間

エ 悪臭に係る法令、条例等による指定、規制等に関する概況

悪臭に係る規制基準として、臭気指数による規制基準が表 3-2-22のとおり設定されています。

また、メチルメルカプタン等 4 物質については、表 3-2-23のとおり排出水中の悪臭の許容限度が設定されています。

なお、事業計画地は、悪臭に係る規制基準の第 3 種区域に指定されています。

表 3-2-22 悪臭に係る規制基準

(平成 15 年 9 月 1 日 広島市告示第 314 号)

区域の区分	規制基準
第 1 種区域	臭気指数 1 0
第 2 種区域	臭気指数 1 3
第 3 種区域	臭気指数 1 5

① 区域の区分の指定

区域の区分	該当地域
第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域
第 2 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、用途地域の定めのない地域であって第 3 種区域に該当する区域を除く区域
第 3 種区域	工業地域、工業専用地域、都市計画区域の定めのない地域

表 3-2-23 排出水中の悪臭物質の規制基準

(平成 14 年 11 月 28 日 広島県告示第 1199 号)

悪臭物質の種類	事業場から敷地外へ排出される排出水の量	許容限度 (mg/L)
メチルメルカプタン	0.001 m ³ /秒以下の場合	0.03
	0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合	0.007
	0.1 m ³ /秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001 m ³ /秒以下の場合	0.1
	0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合	0.02
	0.1 m ³ /秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001 m ³ /秒以下の場合	0.3
	0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合	0.07
	0.1 m ³ /秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001 m ³ /秒以下の場合	0.6
	0.001 m ³ /秒を超え、0.1 m ³ /秒以下の場合	0.1
	0.1 m ³ /秒を超える場合	0.03

オ 水環境（水質汚濁）

(ア) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、「環境基本法」第16条に基づき、人の健康の保護に関するカドミウム等26物質について、全公共用水域一律に表 3-2-24のとおり基準が設定されています。また、生活環境の保全に関する水素イオン濃度（pH）等5項目については、水域の類型別に表 3-2-25のとおり基準が設定されています。

「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条に基づき、表 3-2-26のとおり基準が設定されています。また、水生生物の生息状況の適応性としての基準が、表 3-2-27のとおり設定されています。

なお、事業計画地周辺の水内川は、環境基準A類型に指定されています。

表 3-2-24 水質汚濁に係る環境基準（その1）

人の健康の保護に関する環境基準（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

項 目	基準値(単位：mg/L)	項 目	基準値(単位：mg/L)
カドミウム	0.01 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 以下
全シアン	検出されないこと	1,1,2-トリクロロエタン	0.006 以下
鉛	0.01 以下	トリクロロエチレン	0.03 以下
六価クロム	0.05 以下	テトラクロロエチレン	0.01 以下
砒素	0.01 以下	1,3-ジクロロプロペン	0.002 以下
総水銀	0.0005 以下	チウラム	0.006 以下
アルキル水銀	検出されないこと	シマジン	0.003 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	チオベンカルブ	0.02 以下
ジクロロメタン	0.02 以下	ベンゼン	0.01 以下
四塩化炭素	0.002 以下	セレン	0.01 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 以下	ふっ素	0.8 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 以下	ほう素	1 以下

注1) 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。

注2) 「検出されないこと」とは、定量限界を下回ることを指す。

注3) 海域については、「ふっ素」及び「ほう素」の基準値は適用しない。

表 3-2-25 水質汚濁に係る環境基準（その2）

生活環境の保全に関する環境基準（河川）（昭和46年12月28日 環境庁告示第59号）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当 水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊 物質 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌 群数	
A A	水道1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	50 MPN/100ml 以下	別に環境庁長官 又は都道府県知 事が水域類型ご とに指定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/1 以下	25mg/1 以下	7.5mg/1 以上	1000 MPN/100ml 以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/1 以下	25mg/1 以下	5mg/1 以上	5000 MPN/100ml 以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/1 以下	50mg/1 以下	5mg/1 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びE欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/1 以下	100mg/1 以下	2mg/1 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/1 以下	ごみ等の 浮遊が認め られないこと。	2mg/1 以上	—	
備考) 1. 基準値は、日間平均値とする。 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/1 以上とする。							

注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

注2) 水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3) 水産1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

注4) 工業用水1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級：特殊の浄水操作を行うもの

注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む。）において不快感を生じない限度

表 3-2-26 水質汚濁に係る環境基準（その3）

項目	基準値	備考
ダイオキシン類	1pg-TEQ/L以下	平成11年12月27日 環境庁告示第68号

注)水質に係る基準値は年間平均値とする。

表 3-2-27 水質汚濁に係る環境基準（その4）

(平成15年11月5日 環境省告示第123号)

項目 類型	水生生物の生育状況の適応性	基準値
		全亜鉛
生物A	イワナ, サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特A	生物Aの水域のうち, 生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下
生物B	コイ, フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下
生物特B	生物Bの水域のうち, 生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下

(イ) 規制基準

「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令」に基づく、一般廃棄物の最終処分場の維持管理の技術上の基準のうち、埋立地からの浸出水による最終処分場の周縁の地下水水質への影響の有無を判断するために実施することとされている地下水水質検査項目及び基準値は、表 3-2-28に示すとおりです。

また、広島市下水道条例で定める下水道への排除基準は、表 3-2-29に示すとおりです。

表 3-2-28 地下水水質検査項目及び基準

(昭和 52 年 3 月 14 日 総理府・厚生省令第 1 号)

項 目	基 準 値
アルキル水銀	検出されないこと
総水銀	0.0005 mg/1 以下
カドミウム	0.01 mg/1 以下
鉛	0.01 mg/1 以下
六価クロム	0.05 mg/1 以下
砒素	0.01 mg/1 以下
全シアン	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
トリクロロエチレン	0.03 mg/1 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/1 以下
ジクロロメタン	0.02 mg/1 以下
四塩化炭素	0.002 mg/1 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/1 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.02 mg/1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/1 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/1 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/1 以下
チウラム	0.006 mg/1 以下
シマジン	0.003 mg/1 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/1 以下
ベンゼン	0.01 mg/1 以下
セレン	0.01 mg/1 以下

表 3-2-29 下水道への排除基準

項目		基準値	
有害物質	カドミウム及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	シアン化合物	1 mg/L以下	
	有機燐化合物	1 mg/L以下	
	鉛及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	六価クロム化合物	0.5 mg/L以下	
	砒素及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg/L以下	
	アルキル水銀化合物	検出されないこと	
	ポリ塩化ビフェニル	0.003 mg/L以下	
	トリクロロエチレン	0.3 mg/L以下	
	テトラクロロエチレン	0.1 mg/L以下	
	ジクロロメタン	0.2 mg/L以下	
	四塩化炭素	0.02 mg/L以下	
	1,2-ジクロロエタン	0.04 mg/L以下	
	1,1-ジクロロエチレン	0.2 mg/L以下	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4 mg/L以下	
	1,1,1-トリクロロエタン	3 mg/L以下	
	1,1,2-トリクロロエタン	0.06 mg/L以下	
	1,3-ジクロロプロペン	0.02 mg/L以下	
	チウラム	0.06 mg/L以下	
	シマジン	0.03 mg/L以下	
	チオベンカルブ	0.2 mg/L以下	
	ベンゼン	0.1 mg/L以下	
	セレン及びその化合物	0.1 mg/L以下	
	ほう素及びその化合物	230 mg/L以下	
	ふっ素及びその化合物	15 mg/L以下	
	ダイオキシン類	10pg/L以下	
	生活環境項目等	クロム及びその化合物	2 mg/L以下
フェノール類		5 mg/L以下	
銅及びその化合物		3 mg/L以下	
亜鉛及びその化合物		2 mg/L以下	
鉄及びその化合物(溶解性)		10 mg/L以下	
マンガン及びその化合物(溶解性)		10 mg/L以下	
生物化学的酸素要求量(BOD)		600 mg/L未満	
浮遊物質質量(SS)		600 mg/L未満	
窒素含有量		240 mg/L未満	
燐含有量		32 mg/L未満	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量		鉱油類	5 mg/L以下
		動植物油脂類	30 mg/L以下
水素イオン濃度(pH)		5を超え9未満	
温度	45℃未満		
沃素消費量	220 mg/L未満		

カ 土壤環境（土壤汚染）

土壤の汚染に係る環境基準については、カドミウム等27物質について全国一律に表 3-2-30のとおり基準が設定されています。また、ダイオキシン類については「ダイオキシン類対策特別措置法」第7条の規定に基づき、表 3-2-31のとおり環境基準が設定されています。

表 3-2-30 土壤の汚染に係る環境基準（その1）

（平成3年8月23日 環境庁告示第46号）

項 目	環 境 上 の 条 件
カドミウム	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地においては、米1kgにつき1mg未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
六価クロム	検液1リットルにつき0.05mg以下であること。
砒素	検液1リットルにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壤1kgにつき15mg未満であること。
総水銀	検液1リットルにつき0.0005mg以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壤1kgにつき125mg未満であること。
ジクロロメタン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
四塩化炭素	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液1リットルにつき0.004mg以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液1リットルにつき0.04mg以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液1リットルにつき1mg以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03mg以下であること。
テトラクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液1リットルにつき0.002mg以下であること。
チウラム	検液1リットルにつき0.006mg以下であること。
シマジン	検液1リットルにつき0.003mg以下であること。
チオベンカルブ	検液1リットルにつき0.02mg以下であること。
ベンゼン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
セレン	検液1リットルにつき0.01mg以下であること。
ふっ素	検液1リットルにつき0.8mg以下であること。
ほう素	検液1リットルにつき1mg以下であること。

注)「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の定量限界を下回ることをいう。

表 3-2-31 土壤の汚染に係る環境基準（その2）

項 目	基 準 値	備 考
(土 壤) ダイオキシン類	1,000pg-TEQ/g 以下	平成11年12月27日 環境庁告示第68号